

都市公園法に基づく条例で定める基準（案）

1 趣旨について

都市公園法に基づく都市公園施設の基準について、政令で定める基準を参酌して条例で定めるものです。

2 対象

京丹後市が設置する都市公園

3 基準の考え方

国の基準を基本とし都市公園の設置及び都市公園施設の基準については、市の実情を勘案した内容とします。

4 主な内容

公園施設の設置について

- 公園施設の設置の基準に次のことを加えることとします。
 - ・公園の敷地面積に対する、運動施設の敷地面積の上限を50%とします。

ア 国の基準

園の敷地面積に対する、運動施設の敷地面積の上限 50%

イ 市の状況など

市の基準は、国の基準と同一とするものです。

国の基準の詳細は、参酌すべき基準等を参照してください。

5 施行期日について

平成30年4月1日から施行します。